

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

- (1) 陳情第106号 平成30年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情

追加資料 平成30年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情 追加資料

平成30年1月18日

健康福祉局

陳情第106号

平成30年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情 追加資料

1 透析時の食事代について

平成14年の診療報酬改定により、外来透析実施時の食事加算（63点＝630円）が廃止となり、療養の一環として「透析食」等の食事療養が必要となるケースについては、透析に係る診療報酬の中で食事に要する経費も含めて包括的に評価しているとの整理

また、療養の一環ではない「一般食」等の食事の提供については、患者からの実費を徴収することができることとなった。

重度障害者医療費助成制度の変遷については、別添のとおり

※ 「重度障害者医療助成事業」

2 神奈川県在宅重度障害者等手当の経過

平成22年4月から支給対象者、支給要件及び手当の額などについて変更があった。

変更の概要については、別添のとおり

※ 「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正の概要」

※ 見直し内容は、川崎市在宅重度重複障害者等手当と同じである。

3 川崎市心身障害者手当の経過

平成24年4月から名称を川崎市在宅重度重複障害者等手当に改め、対象者を変更した。

変更の概要については、別添のとおり

※ 「川崎市心身障害者手当を受給されている皆様へ」

4 障害者福祉事業費予算（抜粋）

（千円）

中事業名	H28年度	H29年度
自立支援医療事業	4,915,666	5,045,228
障害者医療援護事業	2,969,524	3,000,899
障害者(児)補装具給付事業費	274,145	288,374
移動支援事業	1,287,523	1,352,074
地域生活支援等事業（日常生活用具等給付事業）	402,560	454,334
障害者手当等支給事業	611,886	591,154
合計	10,461,304	10,732,063

5 市長による要望活動

要望活動の詳細については、別添のとおり

※ 「平成29年12月13日 報道発表資料」

事業名	(障) 重度障害者医療費助成事業	
法令根拠	1 川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年3月31日 条例第14号） 2 川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年3月31日 規則第14号） 3 川崎市高齢重度障害者医療費助成要綱 4 重度障害者医療費助成事業に係る事務取扱手数料に関する要綱	
〈事業開始年度〉	〈昭和48年4月1日〉 昭和48年4月から、県下市町村を実施主体とした県の補助事業として、当初は100%の県費補助事業として「重度障害者医療費助成制度」を開始した。	
実施主体	川崎市	
目的	重度障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって重度障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。	
対象者	1 対象になる者 (1) 身体障害者手帳1・2級の手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳A1・A2の手帳の交付を受けている者 知能指数が35以下と判定された者 (3) 身体障害者手帳3級の手帳の交付を受け、なおかつ療育手帳B1の手帳の交付を受けている者 もしくは身体障害者手帳3級の手帳の交付を受け、なおかつ知能指数が50以下と判定された者 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けている者 2 次の者は対象とならない (1) 生活保護をうけているもの	
助成の範囲	医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療のうち、当該法令の規定によって世帯主・組合員・被保険者が負担すべき額を助成する。 (1) 入院・通院の保険適用の医療費自己負担額 (2) 後期高齢者医療の一部負担金 (3) 訪問看護ステーション基本利用料 ※ 食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額は助成対象外 ※ 精神障害者手帳のみで重度医療に加入された場合、入院医療に係る医療費は助成対象外 自立支援医療等他の公費負担制度により医療費の給付をうけているときは、公費負担制度の給付分については、助成対象とならない。	
制度経過	平成48年 4月 県費補助率100%で制度を開始、国保現物・社保償還払い 昭和58年 2月 老人保健法該当者を助成対象とする 昭和59年10月 社会保険加入者の本人分を助成対象とする 昭和60年 県費補助率95%に削減 平成 6年10月 入院時食事療養費標準負担額の助成開始 平成 7年 県費補助率90%に削減 平成 8年 県費補助率85%に削減 平成 9年10月 入院時食事療養費標準負担額の助成打ち切り（川崎市は助成継続） 社会保険加入者の市内現物給付化 平成10年 県費補助率77.5%に削減 平成11年 県費補助率70%に削減 平成12年 訪問看護基本利用料の現物給付化（平成12年3月診療分から） 県費補助率60%に削減 平成13年 県費補助率52.5%に削減（以下毎年7.5%削減） 平成13年10月 社会保険加入者の県内現物給付化 平成16年 4月 入院時食事療養費標準負担額の助成廃止（4月受診分から） 県費補助率1/3 平成16年10月 高齢重度対象者の県内現物給付化（県外は従来どおり口座振込み） 平成20年10月 県補助制度の変更（一部負担金相当額（入院1日100円・通院1回200円）、65歳以上新規申請者給付分は補助対象外） （審査支払手数料の県補助対象化） 県内国保加入者の対象化 国保カード化に伴う市国保加入者への医療証の交付開始 平成21年10月 県補助制度の変更（所得制限額超過者給付分は補助対象外） 平成24年4月 精神障害者1級（入院除く）が県の補助対象に（川崎市では対象外） 平成25年10月 精神障害者1級の者（入院に係る医療費を除く）を新たに医療費の助成対象に加える 平成28年3月 社保分（柔整等除く）の支払基金への審査支払委託化（4月請求分（主に3月診療分）から）	
平成29年度予算	3,000,899 千円	内訳： 扶 助 費 2,916,472 千円 助成事務費 84,427 千円
対象人員数 （平成28年度末）	19,060 人	内訳： 一 般 重 度 11,884 人 高 齢 重 度 7,176 人

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正（平成22年4月1日）の概要

1 目 的

障害者自立支援法の施行による在宅障害福祉サービスの充実などを踏まえ、在宅で常時介護を必要とする生活上の困難性の高い重度重複障害者等に給付の重点化を図るため、支給対象者、支給要件及び手当の額などについて、所要の改正を行いました。

2 内 容

(1) 支給対象者

改 正 後	改 正 前
① 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者、療育手帳A1又はA2の状態にあると判定された者、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者のうち、複数に該当する者 ② 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者（①に該当するものを除く。）	① 重度重複障害者（年額 60,000円） 身体障害者手帳1,2級かつIQ35以下 ② 重度障害者（年額 35,000円） ・身体障害者手帳1,2級 ・IQ35以下 ・身体障害者手帳3級かつIQ50以下 ③ 重度障害者に準じる者（年額25,000円） ・身体障害者手帳3級 ・IQ40以下 ・身体障害者手帳4級かつIQ50以下

(2) 支給要件等

改 正 後	改 正 前
〔支給要件〕 ① 支給年度の8月1日において、県内に引き続き6年以上住所を有していること。 ② 支給年度の前年度の8月1日から支給年度の7月31日までの間において、施設に継続して3月を超えて入所又は入院していないこと。 ※ 施設に病院、診療所及び介護老人保健施設を加える。	支給年度の4月1日において、県内に引き続き1年以上住所を有していること及び施設に入所していないこと。 ※ 施設：障害者支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、生活保護法に規定する救護施設及び更生施設等
〔支給制限〕 受給資格者等の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条で定める額を超えるとき又は同令第8条において準用する同令第2条第2項で定める額以上であるときは、当該年度は手当を支給しない。	なし

（所得制限限度額参考）

① 単身世帯 3,604,000円

② 本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000円

(3) 手当の額等

改 正 後	改 正 前
年額60,000円とし、毎年度、現況について届出を求め、支給要件に該当する者に対し、1月に支給する。	年額（①60,000円、②35,000円、③25,000円）を、毎年度、7月及び12月の2期に分割して支給する。

3 施行期日

平成22年4月1日施行

4 経過措置（終了）

平成21年度の手当受給者で、平成22年4月1日において、改正前手当の支給要件に該当するものに対しては、平成22年7月及び23年7月に、改正前手当の半額（①30,000円、②17,500円、③12,500円）を支給する。

なお、経過措置による支給を受けた者に、引き続き改正後の手当を支給する場合の額は、60,000円と経過措置による支給額の差額とする。

川崎市からの重要なお知らせです。

これまでもお知らせしてきましたとおり、川崎市の障害者手当は、平成24年より制度が改正され、下記の支給要件となりました。

● **新たな手当の対象者について**（※ 対象見込みの方は、川崎市より申請期間に合わせ、ご案内を送付いたします。）

以下の①～⑤のすべての要件を満たす方が対象となります。

① **障害要件** ※ 下記AあるいはBのいずれかに該当する方

A 障害（手帳）重複者（ア～エのいずれかの者）

※ 身体・知的・精神のうち、2つ以上の重度障害がある方（2種類以上の手帳等を所持）

ア 身体障害者手帳1級、2級 + IQ50以下

イ 身体障害者手帳1級、2級 + 精神手帳1級

ウ IQ35以下 + 精神手帳1級

エ 身体障害者手帳3級+精神手帳1級+IQ50以下

※ 療育手帳とIQの関係

IQ	20以下	21～35	36～50
手帳	A1	A2	B1

B 特別障害者手当又は障害児福祉手当受給者

② **在宅要件**

継続して3ヶ月を超えて、施設又は病院に入所又は入院していない方

③ **年齢要件**

65歳よりも前に手帳を取得又は特別障害者等手当を受給開始された方

（ただし、今回の心身障害者手当を受給した方は、年齢要件は関係ありません。）

④ **市内居住要件**

申請する年の2月1日から、川崎市内に継続してお住まいの方

⑤ **所得要件**

手当支給年度の前年所得が基準となる額を超えない方

新たな手当の支給要件に該当しない場合は、

今回の支給（経過措置分）をもって、心身障害者

手当は終了となります。

※支給終了に関わる手続の必要はありません。

新たな手当の支給要件に該当見込みの方は、8月1日～9月10日までに各区役所保健福祉サービス課又は各地区健康福祉ステーション障害者支援係にて、申請手続きを行って下さい。

1. なぜ手当を見直するのか

川崎市心身障害者手当は、障害のある方への在宅福祉施策がほとんどなかった昭和46年に施設入所者とのサービス格差を緩和するためにつくられた制度です。

その後の40年間でホームヘルプサービスや短期入所など様々な在宅サービスが整備、充実されたことを踏まえて、川崎市心身障害者手当制度の見直しとともに、障害のある方が安心して地域生活を送れるような、新たな在宅福祉サービスの拡充を行います。

2. 新たな在宅福祉施策について(平成24年度以降、順次実施しています。)

- 在宅生活を支える地域づくり（相談支援システムの充実、新たな障害に対する専門的支援体制の構築など）
- 重度化や高齢化に対応した住まいと生活支援（重度及び高齢障害者に配慮したグループホームの整備など）
- 自立生活と社会参加のきめ細かな支援（福祉用具の給付等の充実など）

手当給付制度に代わり、障害のある方が安心して地域生活を送れるような、新たな在宅福祉サービスの拡充を行います。

このお知らせに関するお問合せ先

- 電話（受付時間 平日 午前8時半～午後5時）

時間帯等によっては、お問い合わせが集中して、電話がつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

専用ダイヤル

平成24年7月23日(月)～8月14日(火) **044-200-9104**

平成24年8月15日(水)以降（受付時間 平日 午前8時半～12時・午後1時～5時15分）

◎ 手当に関するお問合せ先

044-200-2928・2653（川崎市障害福祉課）

◎ 新たな在宅福祉施策に関するお問合せ先

044-200-2654（川崎市障害計画課）

- FAX番号 **044-200-3932**



平成29年12月13日

報道発表資料

福田市長が黒岩神奈川県知事に要望書を手交しました

本市では、平成30年度の県の予算編成に対し、要望事項を冊子にまとめ、市長自ら黒岩神奈川県知事を訪問し要望活動を行いました。

平成29年12月13日(水) 13時45分～

福田市長が黒岩神奈川県知事に面会し、

要望書を手交しました。

市長からは、「一般市と補助率格差がある補助金については、県税負担の実態を踏まえ、早急に格差是正に取り組んでいただきたい。」「老朽化が進んでいる市内の県立特別支援学校については、児童生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、耐震改修をはじめとした早期の対策をしていただきたい。」などの要望を行いました。

黒岩神奈川県知事からは、「要望をしっかりと受け止め、今後、内容を精査し、検討していきたい。」との話がありました。

要 望 事 項

- 県単独補助事業における補助基準の格差是正等について
 - 河川管理施設の老朽化等対策の推進について
 - 消防ヘリコプターに係る財政措置について
 - 特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充及び施設等の老朽化対策について
- その他9項目

《要望書手交時の様子》



＜問合せ先＞

川崎市財政局財政部資金課
担当課長 後藤

電話 044-200-3744

Fax 044-200-3904

Mail 23sikin@city.kawasaki.jp

平成 3 0 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

■ 要望事項

- 1 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案のうえ、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うことを要望する。

■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれております。
- 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。
- 平成28年3月に策定された県の「中期財政見通し」によると、既存施策・事業の見直しによる「スクラップ・アンド・ビルド」方式を更に徹底することとされております。

仮に県単独補助金が一時的凍結又は廃止された場合、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業補 助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 4 一 般 市 1 / 3	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 0 0 % 一 般 市 1 0 0 %
外国籍県民高齢者・障 害者等福祉給付金助成 事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対象外 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対象外 一 般 市 1 / 2

【本市の主な県単独補助金】

(単位：億円)

補助金名称	H29 当初予算	補助金名称	H29 当初予算
小児医療費助成事業補 助金	6.3	ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	1.5
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	5.8	神奈川県市町村自治基 盤強化総合補助金	0.5

※国の基金事業によるものや1千万円未満のものを除く。

この要望文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183